

鎌倉市農業委員会 平成30年度 第6回総会 次第	
日 時	平成30年9月26日(水) 15時27分開会
場 所	鎌倉市役所 4階402会議室
出席委員	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均、 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実、 9番 小泉勝利、10番 和田雅裕、11番 小川壽一、 12番 若林安雄、13番 石澤一英 以上13名
事務局出席者	茂木事務局長・岸名局長補佐・名塚職員
欠席委員	番 委員、 番 委員、 番 委員
議長 (安齊会長)	全員お揃いになりましたので、只今から総会を開会いたします。
議長 (安齊会長)	それでは、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、10番和田委員、11番小川委員にお願いします。 現況証明委員は、8番飯田委員、9番小泉委員にお願いします。
議長 (安齊会長)	本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	議長、本日、午後3時10分から運営委員会を開催し、9月総会議事日程につき審議しましたところ、次のように決定しましたのでご報告いたします。 日程第1、報告第14号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。 日程第2、報告第15号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件。 日程第3、報告第16号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件。 日程第4、報告第17号、遊休農地解消対策実践活動について。 日程第5、議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第6、その他、諸般の報告について。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	ありがとうございました。 それでは、日程第1、報告第14号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第1、報告第14号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、1件、着席して報告させていただきます。報告に際し、敬称は略させていただきます。 お手元の資料をご覧ください。こちらの報告については、参考資料の地図は添付しておりませんので ご了承ください。 整理番号1、 XXXXXXXXXX 、畑、145平方メートルを、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX が、平成30年2月25日、 XXXXXXXXXX により所有権を取得し、平成30年9月13日に専決処分いたしました。 なお、当該地は専用住宅用地として、昭和41年9月30日に農地法第5条の許可済みとなっており、現況は宅地として利用されています。 以上で報告を終わります。
議長	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

(安齊会長)	
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	日程第2、報告第15号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第2、報告第15号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、3件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]、畑、53平方メートル外4筆、合計5筆、564平方メートルを、[REDACTED]が、共同住宅及び道路用地として、平成30年9月1日転用のため、平成30年8月16日に専決処分いたしました。 整理番号2、[REDACTED]、田、39平方メートルを、[REDACTED]外1名が、共同住宅用地として、平成30年10月2日転用のため、平成30年8月28日に専決処分いたしました。 整理番号3、[REDACTED]、畑、159平方メートルを、[REDACTED]が共同住宅用地として、平成30年8月31日転用のため、平成30年8月31日に専決処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
13番 (石澤委員)	13番、本日配布の資料を見ると、整理番号2番の該当地が細長い所の右隣の土地は既に転用済みということでしょうか。
事務局 (岸名補佐)	議長、転用済み若しくは元々違う地目、一体で使われている土地で今回転用の届出が出てきたものです。
13番 (石澤委員)	ここに新たに共同住宅を建設するのですか。
事務局 (岸名補佐)	議長、申請書では既に[REDACTED]が建っています。後付けの届出になります。南側の駐車場が道路に接しており、北側の[REDACTED]との一体の土地の脇の細長い所が地目農地で転用の届出が出てきたものです。
13番 (石澤委員)	届出が遅れたということか。
事務局 (岸名補佐)	議長、市街地ですとこういうケースが多く、何かしらのタイミングで届出が出てくるといえるものです。
13番 (石澤委員)	わかりました。
議長 (安齊会長)	ほかには、ございませんか。 ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	日程第3、報告第16号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第3、報告第16号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、3件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。

	整理番号1、[REDACTED]、田、0.02平方メートル外2筆、合計3筆、46.41平方メートルを、[REDACTED]から、[REDACTED]に所有権移転し、資材置場用地として、平成30年9月1日転用のため、平成30年8月29日に専決処分いたしました。 整理番号2、[REDACTED]、畑、111平方メートルを、[REDACTED]外1名から、[REDACTED]に所有権移転し、共同住宅用地として、平成30年8月31日転用のため、平成30年8月31日に専決処分いたしました。 整理番号3、[REDACTED]、田、116平方メートル外2筆、合計3筆、199平方メートルを、[REDACTED]から、[REDACTED]外1名に所有権移転し、専用住宅用地として、平成30年11月1日転用のため、平成30年8月31日に専決処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	日程第4、報告第17号、遊休農地解消対策実践活動について報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚職員)	議長、日程第4、報告第17号、遊休農地解消対策実践活動について着席して報告させていただきます。 9月18日火曜日に手広の遊休農地にて、遊休農地解消対策実践活動として、雑草、雑木の伐採、撤去作業を行いました。 作業にご協力いただいた皆様、ありがとうございました。 今後の作業については、本会終了後に皆様にご相談させていただきたく、お時間を頂戴できればと思います。以上で報告を終わります。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長 (安齊会長)	次に、日程第5、議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。 農業委員会等に関する法律第31条第1項により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されていることから、退席者がございます。このため、暫時休憩いたします。([REDACTED] 退席) 会議を再開いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (岸名補佐)	議長、日程第5、議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。お手元の資料をご覧ください。 この案件は、8月総会日程第3議案第29号で農地法第3条の規定による生産緑地3筆の所有権移転についてご審議いただき、ご承認いただいた案件ですが、平成30年9月7日付けで「農地法第3条の規

	定による許可の取消願」が提出され、改めて生産緑地3筆と付随する農地合わせて5筆の許可申請が提出されたものです。 なお、付随する農地2筆は通路形状となっていますが、地目が農地であることから農地法第3条の許可が必要となるものです。 本件にかかる、土地の所在、所有者氏名等は資料のとおりとなっています。 本件は、申請者の[]より、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。 深沢地域の農地を取得するための下限面積の2,000平方メートル以上に対し、5,891平方メートルの畑を耕作しており、その大半は、当該地に隣接しています。 本人、妻、両親の4人で農業に従事しており、農業経営に必要な従事日数の150日に対し、本人が340日、妻が300日、父が340日、母が340日となっています。 自宅から申請地までの通作距離は約300メートルで、徒歩で約4分です。 以上の事由から、農地法第3条の許可条件を満たしていると考えられます。以上で、説明を終わります。
議長 (安齊会長)	現況証明委員の補足説明については、8月の総会の際に説明を受けているので割愛してよろしいでしょうか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長 (安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長 (安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第35号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局 (茂木局長)	総員挙手。
議長 (安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第35号は承認されました。議事の都合により、暫時休憩いたします。(飯田委員入室)
議長 (安齊会長)	会議を再開します。次に、日程第6、その他、諸般の報告について、4件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚職員)	議長、日程第6、その他、諸般の報告について、4件、説明させていただきます。 諸般の報告1、平成30年度神奈川県農業会議農政活動協力金の募金について、説明させていただきます。募金の内容は、農業会議が行う農政活動に賛同する農家を農政活動協力員として、農家1戸当り600円の募金を集めて農業会議へ納入し、農政活動の資金として使用されるものです。 今年度も神奈川県農業会議会長から募金の依頼がありましたので、委員の皆様、各地区を回っていただき農政活動協力金の募金の協力依頼及び取りまとめをお願いいたします。募金していただいた方には、お配りしております、農業会議から募金者への通知、湘南地区農業委員会で年1回発行している農業だより「ふれあい」、市都市計画課からの生産

	緑地についてのパンフレットをお渡しいただくようお願いいたします。 また、領収書については、昨年度要望もあり、氏名を記入済みですので、ご確認いただきますようお願いいたします。 集めました募金は11月15日木曜日までに領収書と合わせて事務局へお持ちくださるようお願いいたします。
事務局 (岸名補佐)	議長、一点、補足説明をさせていただきます。お手元のパンフレット「生産緑地地区の指定要件を緩和しました」をご覧ください。 鎌倉市では、生産緑地法の改正に伴い、生産緑地の下限面積を300平方メートルに引き下げました。新たに生産緑地指定を受けようとする方は、都市計画課にご相談をお願いいたします。 また、現在生産緑地指定を受けている方は、指定を受けてから30年を経過する前に特定生産緑地へ移行することで、生産緑地の解除を10年ごとに判断できるようになります。 移行するタイミングを外すと特定生産緑地の指定が受けられなくなりますので、ご注意ください。こちらも都市計画課へご相談をお願いいたします。当初に指定を受けた方は2022年、約4年後に30年の満期を迎えますが、生産緑地として存続させるのであれば特定生産緑地に移行していただくことが得策と思われます。以上です。
事務局 (名塚職員)	議長、続きまして、諸般の報告2、平成30年度神奈川県農業委員会大会の開催について、お知らせします。お手元の諸般の報告2の資料をご覧ください。 神奈川県農業委員会大会は、年に1度、県内の農業委員が一堂に会し、本県農業の重要施策に関する要望事項を決議するとともに、農業委員活動の強化、各種取り組みの実現に向けた運動を展開するために行われます。今年度の開催場所は、海老名市文化会館となります。 大会には原則、委員全員のご参加をお願いしたいのですが、今日の時点での出欠確認をお願いしたいと思います。 当日ご都合のつかない方はいらっしゃいますか？ (出欠の確認) ありがとうございます。 この農業委員大会への本市の参加につきまして、本年度は民間のマイクロバスにて、市役所から現地に向かう予定です。 当日の集合場所、集合時間等については、次回10月定例会でご説明させていただきますが、本庁、JA深沢支店、JA玉縄支店の3か所のいずれかから乗車いただくことになりますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、諸般の報告3、農地相談会について、報告いたします。 10月29日月曜日に本年度第2回目の農地相談会をJAさがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで実施する予定です。農家の方へは、JAの回覧で周知をする予定です。場所はJAさがみ玉縄支店で行います。 相談者にはあらかじめ予約をお願いしています。 どんな相談でも、要望でも構いません。委員の方からも農家の方へお知らせくださるようお願いいたします。 最後に、10月総会の日程について、報告させていただきます。 次回は10月25日木曜日15時30分から、運営委員会は、15時10分から、402会議室で開催します。諸般の報告は、以上です。
議長 (安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

7 番 (浜野委員)	7 番、募金の関係、ここに名簿をいただいている。亡くなった方がいるが、いかがいたしましょう。
事務局 (名塚職員)	議長、後ほど確認をさせていただきます。
議長 (安齊会長)	息子は、農業をやっていないのか。
7 番 (浜野委員)	そこから、いなくなった。
議長 (安齊会長)	他にはございませんか。ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして平成30年度 第6回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	安 齊 清 一
議事録署名委員 10 番	和 田 雅 弘
議事録署名委員 11 番	小 川 寿 一